

327

942

憲法政治と對士長防人士の責任

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始





會長 法學博士 江木衷君講演(速記)

憲法政治に對する長防人士の責任

山口縣法政會



327-942



我山口縣法政會ハ法政經濟ニ關スル研究ヲ目的トシ江木博士  
 會長ニ岩田博士ヲ副會長ニ推シ例會ノ外時々大會ヲ開ク創  
 立以來已ニ十有六年、今茲二月十八日筵ヲ城北富士見樓上ニ設  
 ケ江木會長ノ講演ヲ乞フ、説キ去リ説キ來リ該博深遠ノ哲理ヲ  
 推シテ現代法律政治ノ實質真相ヲ敲ク所尋常一様學者ノ空論  
 大ニ其趣ヲ異ニセリ、乃チ速記子ヲ介シテ茲ニ之ヲ會員及ヒ  
 同志ノ士ニ頒ツト云フ

丁巳三月初五

幹事 山田林之輔識

山口縣法政會寄贈

大正  
 6. 3. 13  
 寄贈

正 誤

三	頁	九	行	一	定	ハ	一	疋
二	七	七	行	金	料	ハ	金	科
二	八	八	行	親	線	ハ	視	線
三	五	五	行	唯	心	ハ	唯	物
三	七	七	行	す	こ	ハ	す	る





## 憲法政治に對する長防人士の責任

### 會長江木法學博士講演



諸君。長防人士なる語は諸君の耳底に一種の響きを傳へて諸君の腦裏に或る崇高なる靈感が神來するであらう。是は言ふまでもなく吾人は明治維新の大業を遂けたる人士の子孫たるを自覺するの致す所である。而かも其大業は一時の感情に動かされたる發作でない。吾人が數百年來涵養せられたる一大理想の實現である。尊王愛國が其精神である其主義である。此主義精神は維新の大業と共に消滅したものでない。此主義精神は之を傳承したる人士の胸中に焔々として燃えて居るのである。王政維新は單に舊時の王政を其儘に再興したものでない。新なる



文化の基礎の上に此主義精神を實現して其結末か付かねば始めあり終りあるものと云ふ事が出来ぬ。是れ吾人が憲法政治に對し長防人士として祖先傳來の理想を實現すへき中心力として特に大なる責任を感ぜざるを得ざる所以である。

諸君。首を回らして故郷の天を望めは今や長防二州は政争の紛擾を極めて居る。嘗て尊王愛國の主動地たりし誇りも今や或は世間の笑を以て之に酬へらるゝの趣もある。而かも素と是れ鎖事のみ雲煙過眼のみ。予は敢て此政争の渦中に投して際物演説を試み此小小天地に小小利害を論する程の小人でない。予は吾人の祖先先輩に承けたる根本的理想に立戻り其理想の實現と憲法政治との關係を説き高く凡俗を抜いて汎く政界を達觀せんとするのである。是れ予か素論とする所で已に其一端をは世に公にせることもあつたのだが新聞記者にも政治的意見もあ

る其己れに有利なる一面のみを叙するの傾きあるも人情の然らしむる所であらうが哲學上の見地に基きたる理論に至りては普通讀者の難解とする所で此方面を省略するも無理からぬ事である。然るに今此席に列せらるゝ諸君は法律政治を専攻せられたものである。法政の範圍内に於ては予が意見を問ふに充分なる理解力を有せらる諸君であると確信するのである。諸君も知らるゝ通り予は一辯護士で其職務に於ては先以て私法の範圍に限らるゝのであるが學生時代以來予の専攻の目的とする所は公法である。英語の外に書物が讀める程度にまで獨佛の語を兼修したのも之が爲めである而かも予は一定の書齋たるに甘んずるものでない。之を實地に實驗するか然らすんば靜かに政争以外に立ち冷眼以て汎く政治法律文學美術の實際を批評せんとするのが予の志である。予は此方針に向つて研究に研究を重ねて居る。明治大帝の御製



に「古への文見るたびに思ふかなおのが治むる國は如何にと」と仰せあるが當に古の文のみでない。近代の書を讀むにも此心得が必要だ。萬卷の書を讀破することも常に之を我日本の現狀に顧みる所がなければ所謂論語讀の論語知らすとなる。予が明治十七年に大學を出た頃は同窓僅か六人で今日と違ひ各官廳から就職を勸誘せらるゝと云ふ有様であつたが予は先づ薩閩の淵藪たる警視廳に入り夫れから司法部内農商務省外務省内務省を順次に經巡つて國家行政の各方面に見學することを得茲に始めて明治政府の秘密中の秘密を體得したのである。此秘密は長州系の一二の人物のみの胸中に奥深く藏せられて伴食先生は勿論の事普通一般の大臣さへ之を知ること能はざるものであつたが時勢は一變して今は之を諸君の前に口外することが出来るのである。

諸君。予が官途の見學は憲法制定の準備時代から其實施後數年に涉る時代で近代史中最も重要な時期であつた。予は最も有名なる有爲の大人物に接し得るの時代であつたが今日は唯だ山縣老公一人を残すのみである。爾餘の人物に至つては予より之を見れば先輩としては比較的若き時代に屬し明治政府の秘密をだに御存じあるまいかと思はれる。其幾多の大人物中乃木大將の如く武士道の神様となり全國の信仰を受ける者もあつたが日本の政治家としては先きに木戸侯後に伊藤公を推さねばならぬ。併し茲に政事家と云ふは所謂「ステーツマン」(經世家)の意味で或る局限せられたる範圍に於てのみ深き狭き智識を有する専門家即ち法律學者公法家刑法家商法家經濟學者倫理學者歴史家文學者等を指すものでない。況んや新聞學問程度の職業的政治屋を包含するものでない。恰も大工左官家根屋ペンキ屋疊屋のみの一人が一家屋をも建造することが出来ぬと同様所謂専門家なるものは國政を料理する



の資格はない。清國の滅亡は所謂専門の弊で一人だに死を以て清朝に殉じたものゝないのも之が爲めである。碩學余心孺が統體智識の必要を痛説したのも之が爲めであつた。専門の狭き深き智識なきも各種の専門を該括した此統體の智識を有せる人物が即ち眞の政治家である。政治家としては實に伊藤公を推すの外はない。併し諸君は私情を以て予が公を激賞するものと誤解してはならぬ。予と公とは實は公の生前に在つては寧ろ冷淡なる關係に立ち何等公の援助に待つたものはない。予は公の死後に於て却つて其偉大なる所以を解し得たのだが是は予の識見が未だ公を知るに足らなかつたのである。

諸君。然らば伊藤公の一大理想は如何なるものであつたか。公は明治維新の大業を繼ぎ之を文明制度の基礎に置かんとしたので公が主義として唯心論者アイデアリズムなりしは疑を容れぬ所である。唯心論は所謂積極的道德

主義で精神的向上發展を目的とし各人は其心から忠君愛國の誠を致すべきものとするのである。之に反して所謂消極的道德は唯た上より屈從を強ゆる所の嬰退主義である。下僚は長官以上の技能を發揮するを禁せられ學生は教師以上の智識を有すること能はさるものとするのである。之を政治上に見れば憲法政治は積極的道德主義の一顯象で國民が自ら進んで皇室の安全を永遠に期し自ら進んで國家の隆盛進運を期するのである。之に反して専制政治は消極的道德主義の一顯象で國民をして喰ふて寢て糞する器械たらしむるのである。一國內の秩序安寧を維持するには此上もなき便利至極の政治と云はねばならぬが苟も國を開いて萬國の班に列する以上は國民の向上發展なくして到底其一國の獨立を全ふすることは出来ぬことは言ふまでもない。於是伊藤公は所謂開國進取の方針に基き憲法政治の已むべからざる所以を看破した。



諸君。然らば則ち公の計畫は如何なりしぞ。諸君は其大綱を知盡するの要がある。公は憲法と憲法政治を混同するものでなかつた。公は憲法の明文ありとも之を以て直ちに憲法政治が行はるべきものと考へたものでない。公は憲政發達の徑路如何を研究した。公は憲政實施に先つて所謂法治國レヒトメダトを形成するの必要あるを看取した。所謂法治國を形成するとは法律を以て國民に公法上の權利自由を附與する謂である。而して權利自由なるものは往々個人主義我儘主義に悪用せられ大の字に變轉んで欠伸することが吾人の權利自由だとも誤解せられたが本來權利自由の有無が所謂唯心論アイデアリズムと唯物論マテリアリズムとの岐るゝ所である。權利自由は向上發展を目的とする精神力活動力で自ら進んで君國に至誠を致さんとする高尚崇宏の觀念である。此高尚崇宏なる觀念なき人民は所謂唯物論の物質主義肉欲主義で腐敗墮落を免れぬのである。國民に權利自

由なければ國民か向上發展の活氣を養ひ自ら國事に任すること能はざるは唯心主義の積極的道德の明認する所である。憲法は憲政の形式外貌にして法治國は憲政の實體精神である。今日の法律家や政治家か苟も成文の法律あれば其内容如何を問はず否其内容は權利自由を剝奪したるものたるに拘はらず直ちに之を法治國だと誤解するに至つては笑ふべきの甚しきものである。公は此權利自由を有する國民にして始めて立憲的國民たるを得べく此立憲的國民にして始めて立憲的政黨を組織し得べく此立憲的政黨あつて始めて立憲的内閣たるを得べきものと考へた。故に公は憲法の制定に先つて法治國を形成せざるべからざるものとなし而して其法治國たるに必要な國家の根本法律を以て地方自治制度陪審制度及び法典編纂の三大事業に在りとした。而かも今日の法律家や政治家は其根本精神を忘却し此等の諸法律が憲法政治と如



何なる關係に立つかを知らざるもの比々皆な是れである。茲に其大要を説かねばならぬ。

一。地方制度は國民をして地方自治の行政事務を實驗せしめ權利自由の何物たるかを知らしめ以て國政に參與するの能力を發揮せしむる所以のものである。此點に就ては世人も普通一般の理論として夙に了解し得る所なるが地方制度の内容如何に至りては徒に枝葉末端を見るに過ぎぬ。此事に付ては後に至りて概論するであらう。

二。陪審制度と憲法との關係は公が最も研究を重ねられたる所で今日の學者が方角違ひの皮相觀と大に其趣を異にして居る。公は國家の裁判事務なるものに事實と法律との問題に一大區別の存するものあり事實認定の機關は當然裁判の機關にあらざる所以を明瞭に看取した。蓋し裁判は單に已に確定したる行爲事實に法律を適用

宣言するまでのものに外ならざるは國法の原理原則である。人は意思の主體である。人の行爲は其意思の發顯である。獨斷裁判制度の下に併せて此事實をも認定するは裁判官をして人間の行爲を製造せしめ人間の人間たる資格を失はしむることゝなる。或る犯罪事實が其犯人の行爲なるや否は其人自身若くは神にあらざれば之を知ること出来ぬと云ふことは古今の通理である。裁判官も人間である人間にして他の人間の意思を無視し意思の發顯たる行爲を製造して之に責任を負はしむるは倫理の根本を壞ち國家の人道を破るものである。故に古來事實の問題を決する方法の沿革を見るに第一期は「オーダーデル」即ち探湯熱鐵の法等。第二期は「ロット」即ち抽籤の方法。第三期は「チャンピオン」即ち選手の勝敗に依るべきものとした。是れ事實の問題は之を神の裁斷若く



は偶然の事爲に委するの外は無いとしたからである。第四期に至りて被告人自身の自白自認を待つて始めて法律の適用を爲すべきものとなし所謂口供裁判の制度が成立するに至つた。是れこそ國家の人道を一貫するに於て理想の方法たるに相違ないが必然之に伴ふべき拷問制度は手段として野蠻たるを免れない。於是第五期の陪審制度に入り第四期に於ける糾問官と被告人との自認主義の個人的關係を公法上に移し國家と人民との關係に立たしめ事實認定を人民自身に一任し裁判官をして其事實の上に法律を適用宣言せしめ以て國家の人道を全ふすべきものとしたのである。是れ事實の問題は行爲者其者の外他人が之を決定し能はざるものたるが爲めである。故に陪審制度の目的は第一、國家の人道を確立し第二、天皇の神聖不可侵の原則を一貫し第三、臣民の權利自由を確保し第

四、裁判權の獨立を確實ならしめ第五、國民をして同胞の無辜に泣くものなきや否を管視せしめて同胞心公德心を養成し第六、國民をして盡く犯罪の捜査機關たるの義務を負はしむる等に在る。陪審制度が憲政と一大關係を成すものなること亦明白である。然るに現代の形式的職業的専門的法律家は却つて陪審制度の目的を正反對に人類が事實の絶對的眞實を發見し得るの具と誤解し獨斷裁判制度の重大なる幾多の弊害あるを度外視し冤罪の頻々たるものあるも其責任の歸着する所如何を知らず。事實問題は國民をして自ら之に當らしむべき所以を知らず。忠君を口にし乍ら平然として司法權は天皇の御名に於て之を行ふべきものと説く不忠不臣の甚しきものと謂ふべしだ。

三。法典編纂就中刑法及刑事訴訟法は英國の所謂人身保護律にも相當



すべきもので臣民の権利自由を確立する法律で憲政と重大關係を有すること勿論なるが今日の議會は之を輕視すること土芥の如くである。

右等の法律制度の下に臣民の権利自由が完全に確立せられ國民が此權利自由の實生活に入り始めて憲法政治が行はれるのである。漢の高祖が天下を取つて長樂殿に諸侯群臣を朝せしめ朕始めて皇帝の貴きを知ると云つたが國民も亦權利自由の實生活に入つて始めて國民の貴きを知るのである。國民の眼中國民なき國民に何んで國家の政務か托せられようか。近來の識者と云はるゝ者も往々國民の權利思想の乏しきを歎して權利思想を養成するの必要を高調するが法律制度の上に國民が權利自由を獲得して其實生活に入り茲に始めて權利思想が生ずるのである口の先きの講釋のみで權利思想が養成し得らるべき譯合がない。

諸君。伊藤公の計畫は斯の如きものであつた。公は斯の如き計畫で法治國を興して後に憲法政治を立て茲に始めて我維新大業の結末を完ふし得べきものとされた。而かも之を維新の大業を成した人士の手に完成し後事は之を一般國民の力に待たんとしたのである。當時日本の政權は薩長土肥に分掌せられ殊に司法部は土肥の二藩に一任せられたるに拘はらず、地方制度は我山縣公の手に委せられ司法部の專屬たりし陪審制度及び法典編纂は我山田伯の手に移され公は自ら憲法の起草に任じたのである。維新の大業も於是始めあり終りあると云ふことになる。偉なる哉公の抱負。大なる哉公の計畫。諸君は之を何とか見る。

諸君。公の計畫は着々其歩を進め地方制度も刑法も實施せられ陪審制度も已に元老院の確定議を経て將さに發布せられんとするの氣運に至つたが公は流石に政治家である。日本の世界に於ける地位と日本當時



一六  
の國情とは遂に公の着眼する所となつた。公は當時日本に治外法權なるものがあつて日本は憲法政治を行ふには未だ嘗て歐洲文明諸邦の經驗せることなき至難の國情に在ることを看破した。公は日本の現状が一種の變態時代に屬することを看破した。此治外法權の何物たるかは今茲に詳論するの時間がないが一言にして之を謂はば日本は未だ完全なる獨立國を爲さなかつたのである。法權の獨立がなかつたのである。已に憲法と法治國との關係を詳盡した伊藤公は更に法治國と治外法權との關係を研究するの必要を生じた。公は法權の獨立せざる邦國に法治國の立てらるべき理由がないと斷したのだ。國際法上治外法權を以て古來有名なる土耳其が法治國を立て得ざる實況は忽ちに公の注目を牽ひたのである。公の大森の恩賜館に於ける公の書庫を一見するものは公が當時の胸中の苦悶を分つに於て無限の感に打たるゝであらう。

當時治外法權撤去の聲は朝野を動かしたものだ。一旦條約上相互の合意で成立したものは低頭平身此方より哀訴歎願御機嫌を伺ひ奉るより外はない。先方の申分は何も角も唯々諾々と御受けする外はない。外交の如きも西歐諸國相互の間には已に國民外交の時期に入り乍ら東洋に關しては西歐より露國及日本に對する特別秘密の外交方針があつたものだが日本は自殺的に自己に對する此西歐外交方針に従ふの外はない。内に對しては專制以て人民の不平を抑制して外交團に媚を呈するの外はない。司法權の獨立どころか内外人交渉事件の裁判は公然内閣の裁可を要するので予も司法省の奉職中に現に此事務に従事したが毎度乍ら外人の勝訴にせぬとトテモ外交團で治外法權撤去の相談相手にするものでない。歸する所當時は專制的秘密政府にあらされは外に對して自由自在の手練手管を施すに餘地がない。專制政府にあらされは内



に對して國民の排外熱や不平を壓迫する譯に行かぬ。茲に具體的に其内情を發くのないが此時代に法治國が興されるものでない。憲法政治が行はるべきものでない。於是伊藤公の計畫はがらりと一變した。已に實行されたる刑法は忽ちに之を專制的方針に改正すべく之に着手されたが民論の反抗の爲めに遷延し遂に松田正久男が政友會の多數を卒ひて司法大臣たる時に其改正刑法が成立したと云ふのも不思議な顯象である尙ほ草案の儘なりし陪審制度は内閣の決議と云ふ一片の命令で忽ち中止せられて山田伯は司法大臣として何等の理由を示さず其旨を部内に令達した。此令達を聞いた一人で今日に存在するものは山本内閣の下に貴族院議員を高退した村田翁位のものかと思はれる。地方制度も實施せられたか幸か不幸か所謂地方制度は全國を一定の模様に嵌め込んだもので自治制度どころか一種の壓迫制度であつた。全

國を基盤の目に割付けて之を町村として此上に郡此上に縣と劃一主義と段階主義とを一貫したものである。然るに此基盤の目の中のみを流るゝ川もない。此基盤の目の中のみで用立つ道路もない。此基盤の目の中のみを區劃して推寄す傳染病もない。町村に自治の行政が行はるべき筈がないではないか。所謂模範町村なるものは偶然にして此基盤の目が水利等の面倒なき豊富の地域に割り當てられたまでゝある。内務省も省令や訓令で地方制度の弊を救はんと企てたが膏藥張の小細工に過ぎぬ。地方制度の改正に付ては予の考案もあることなるが各地各別の制度を設けると云ふに在れば一朝一夕の調査で出来るものでない。嘗て郡制廢止案が議場に上りたるも地方制度の弊害が認められた一證だが郡制のみが廢止せらるべきものでない。嘗て内務大臣外二大臣が町村費の輕減を訓令したのも亦弊害の一端を認められたものだが劃一



なる模型に嵌められた町村は其模型に適合せんが爲めに其費用は益々増加するばかりである。政治家は卓見らしく町村が政黨熱に侵かされるの弊害を説くが町村は恭盤の目に區劃されたる山川草木のみで何等自治の精神なき自然界たることを自覺せぬのである。

諸君。伊藤公の最初計畫されたる法治國は逆戻りの體となつた。憲法政治は到底望むべからざるのである。然かも公は公約に依つて憲法のみは之を制定せねばならぬ。是が公の苦辛慘憺たる所であつたが公は憲政發展の順路を轉倒すると云ふ所に其活路を求め來つた。公は先づ形式の憲法を作り置き治外法權が撤去せられ日本も獨立國たる時を待ち後日に至り憲法の内容たる法治國を興さんと決心したのである。公は政友會を興すに當り當時の專政治下に政黨内閣の行ふべからざる所以を認めたと同時に其綱要中の一條に「余等同志ハ外交ヲ重ンジ文

明ノ政以テ遠人ヲ倚安セシメ法治國ノ名實ヲ全フセンコトヲ務ムベシ」と明言されて居る。此綱要は殆んど公の手に成つたもので當時政友會の人士も此一條の眞義を了解し得なかつたが其の外交と法治國との關係を叙し殊に法治國の名あつて實なきを叙するの一段に至つて公の志は飽迄憲政濟美の實を擧げんとするに在るの至誠を永く後世に傳へられたものであらう。治外法權の變態時代の變態政治は公の理想にあらざりしは此一事でも明白だ。而かも公の起草せられたる憲法は憲法として毫末の批難すべき點はない歐洲文明國の夫れに比して何等の遜色もない。唯た其憲法は憲法として形式に止まり其實體を成すべき法治國を興すことが不可能と云ふまでである。憲法はあつても憲法政治が行はれぬと云ふまでである。元來臣民の權利自由は法律に於て確立せらるゝものである憲法は臣民の權利自由を確立する這般の法律を保證



するに過ぎぬものである。憲法自身は何等直接に臣民に権利自由を與ふるものでない。見るべし憲法には正々堂々と臣民の権利自由なるものが列記せらるゝと同時に其所謂権利自由なるものは皆な法律の規定に依るべきものとせられてある。而して其所謂法律なるものを精査すると臣民の権利自由は皆無である。加之憲法實施前臣民の権利自由は豫め之を奪ひ置き以て第一議會に臨んだのである。憲法は其實臣民の権利自由を剝奪されたる法律を保證して居ると云ふ奇顯象を呈したのである。而かも憲法は憲法として完全である。憲法は臣民に與ふるに立法參與權を以てするが故に臣民にして權利自由を得んと欲せば法律改正案に依り臣民より之を促し得るのだが法律の改正は貴族院の同意を要するを以て公は貴族院の組織には甚大なる注意を拂ひ法律の改正は政府の意の儘に貴族院で之を喰止めんとしたのである。公は第一議

會には必ず法律改正案の續出すべきを豫知し心配でたまらず自ら貴族院議長の席に就いたのだが國民は憲法發布の聲に酔ふて其實を忘れ何等の法律案も提出されなかつた。公は定めて氣拔の體であつたらうが此變態時代の政策上にはもつつけの倖であつた。諸君。見來り見去れば法律上臣民には何等の權利も自由もないのである。試に見よ。司法の有司が長年月間被告人を未決拘禁すると民間の法曹界には往々人權蹂躪の聲が高まるが是は動物虐待と云ふが至當である法律上何年間でも一生涯でも有司の思ひの儘に人民を拘禁するの權利が有司に與へてある。無い人權が蹂躪さるゝ譯がない。日本に人權蹂躪と云ふ事があり得るならば予は祝杯を舉げて之を賀すると云ふは此事である。試に見よ。今日の政治家は政府は憲法に與へられたる言論の自由を壓迫するなど、怒鳴るが憲法は唯だ國民は法律に依



り言論の自由を得べき旨を定めたのみである。而して其法律は何等此自由を與ふる所は無い。法律上人民に言論の自由があれば政府も其自由を侵し得べき筈がない。政府が言論の自由を壓迫すると云ふ其事自體が此自由なきを立證するものである。ソコデ憲法の名はあつても憲法政治の實がない。法治國の名はあつても法律上臣民に權利自由はない。是が時代の必要に迫められたる明治政府の政策で秘密中の秘密に屬したものである尤も憲法制定の際法治國の事は實に一大問題となり委員の間にも長からず議定に至らず議論が高まるので恐れ多くも陛下の御親諭をまでも下し玉ふたと聞たが議論は盡くるに由なく遂に公は幾分の秘密を洩されておさまりが付いたと云ふ事である。而かも公は克く専門の人材を用ひて遂に其所期の形式憲法を制定した。故に苟も公に對して憲法の内容實體たる法治國の未だ成らざる所以を論

するものあるに當つては公は心に其眞理たるを知り乍も憤然一喝之を斥けたのである。ポアンナート博士は勿論苟も此秘密の眞相に觸るゝものは皆な其地位を失つたが是は公が涙乍らも背に腹は代へられぬ果斷に出たもので公の心と口の先きとに表裏のあつたも一國の樞機を一身に引受けた公の苦衷である。公が一杯機嫌の私宴でよく歌はれた「口でこなして心でほめて」と云ふ文句は都々逸か端歌かは知らぬが是は公が醉餘に端なく其眞情を流露されたものであらう。要するに公は人を使ふに時々政策を以てしたものである。公に譜代の子分の無いのも此故であらう。殊に公が此政府の秘密を遮掩せんが爲めに用ひられたる政策は實に巧妙を極めて居る。其最も著しきものは智識階級をして専門の馬車馬たらしむることであつた。就中最も密接の關係ある法律と倫理とを隔離するの必要がある。法律學者にして倫理の一端を窺



ひ知り倫理學者にして法律原理の大綱を研究せば法律の非理非人道なる所以は忽ちに了解し得らるゝのである。ソコデ哲學者や倫理學者をば書物の蟲となし法律學者を六法全書の字句の間に拘束し二者を没交渉たらしむるの必要がある。只だ最も困難なりしは大學の憲法講座であつたが是れには故穂積博士をして形式憲法の講義に當らしめ其主義所説に反するものは落第の運命を免れぬ事とした。尤も故穂積博士は予が最も親密なる同窓の友で殊に其志を同ふし互に心事を打開けた間柄であつた。而かも彼は本來學生として政治科に屬し當時日の出の勢力あつた外山教授一派の唯物論の直傳を受けたのだが彼の高尚高潔なる人格は頑乎として自己の祖先を猿とするの説を容るゝこと能はざるのであるが時勢の思潮は之れを如何ともすべからず彼は不得已して熒然獨逸に遊んで形式公法學を研究したのである。彼の己に世に公にした

る憲法は即ち其一面である。近代に至り彼の本色たる新唯心論の勃興するに當り彼は始めて形式を離れて得意の實體憲法論の方面に入るの時機に際會したのが彼の健康は己に此一大事業を完成するを許さなかつたのは予が彼の爲め國の爲めに深く惜んで已まざる所以である。併し憲法は憲法である。憲法施行の當時の裁判言渡書には一々「天皇の御名に於て」裁判する旨を明記したものだ。が是れは法治國の内容が露現する一端となるので其後一般に廢止するに至つた。是には當時彼も予も同論であつたと記憶する。而して政府の官吏は多くは此形式憲法論の外他に知る事なき大學の卒業生を採用し其長官たる者は多くは彼と同窓時代の唯物論者であつた。前者は臣民の權利自由を奪ふたる法律を金料玉條として章句の間に小理窟を築き上げるを能事とし後者は人間は牛馬同様權利も自由もあつたものでないとした。之を名けて官



僚學と云ふのだが今日民間の學者も亦概ぬ官僚學者である。而かも名を憲政に借り實を專制政治たらしめざるべからざる此政府の秘密政策は普通大臣も知ること能はざるものであつたので次官以下凡百の官吏は政府は只々單に專制主義を喜ぶものと考へ其意を迎へて立身出世の途を求めたものが鱗上りに經上つたのが今日官海の大立物である。而かも伊藤公は此政策の爲めに國民道德を看過すること能はず遂に之を教育勅語の一途に求めて道德論の親線を此一勅令に集中したと云ふ一段に至つては今人の思ひも及ばざる所であらう。

諸君。治外法權撤去の政策は樽俎の間遂に其效を奏せず國運を賭したる日清日露の二大戦争の餘威で以て此日本をして完全なる獨立國たらしめたのだ。是が明治時代唯一の大成功と云つてよい。ソコデ日本も日出度法治國を立て、眞の憲法政治を行ひ得べき時勢となつた。予も

官途の見學中は其時代の必要から法治國就中自由保護の首腦たるべき陪審制度の設立にも反對したるものであつたが此一大時期以來夫れとなく面白ろ可笑しき漫筆二篇までも物して暗に其必要を諷示し彼の大逆事件の爆發するに及びて露骨に陪審制度談の一書を公にし遂に衆議院に陪審制度建議案が通過するまでに至つたが章句の法律家に其眞髓が了解せらるゝ譯がない。其後明治大帝の崩御に際して更に國家道德論の一書を以て之を世に問ふたが政府は已に久しく專制政治の便宜を解し國民の心身も亦久しく專制政治に慣熟し國民は自由どころか法律制度の上に人格自身を奪はれ意思もなく理想の實現力もなきものとなり果て、去勢されたる牛馬に甘んずるので幾多學者の名論卓説も唯々小説同様其心を樂ましむるもので之を實行すべきものにあらずとするに至つた。加之明治の初期以來日本に輸入されたる唯物論は其果を結



び桂内閣時代に至りて其旺盛を極め唯心論の伊藤公は多少失意の色もあつたと思はれる。併し多年の間憲法政治の名あつて専制政治の實を存し法治國の名あつて國民に何等の權利自由を與へぬと云ふ表裏反覆名實齟齬の事態は人心の歸嚮に何等かの變動なくして終るべきでない。遂に二大事件に其衝突を見るに至つたのである。一は彼の幸徳一派の大逆事件である。其真相は秘密に付せられ居れば茲に之を語らぬが之が爲めに天皇は神聖にして侵すべからずて古今國體の一大原則が破られたるは判決によりて天下に公示された所以である。一は先帝崩御の諒闇中に於ける彼の大正の政變である。憲政擁護を唯一の題目としたのだが其實何等擁護すべき憲政なるものなきを知らざる盲動であつた。而かも伊藤公は先帝に先ち此二大事變を見るに至らずして「ハルピンの野の露と消へ玉ひしは何かの因縁とでも申さふか。

諸君。然らば即ち今日の現状は如何。一言にして之を謂はゞ治外法權の變則時代を其儘之を今日に襲踏し益々其方向に向つて進行しつゝあるのである。依然として人民に法律上の權利自由は無い。人民も亦敢て之を欲する意向も無い人民自身が已に非立憲である。此人民の權利自由に基くべき政黨も非立憲でなければならぬ。内閣も亦非立憲でなければならぬ。官民上下憲政の名に酔ひ法治の名に眩して其實専制政治たるの真相に想到し得ぬのである。而かも其専制政治たる真相は法治國を成さぬに在るのだから其責任は憲法に依り立法權を與へられたる國民に在る。國民は自ら専制治下の國民たるに甘んずるのである。政黨は専制治下の政黨たるに甘んずるのである。ソコデ所謂政黨なるものは此専制權力の爭奪を唯一の目的とする専制治下の私黨である。政黨は親分子分の對人關係で團結したる一味徒黨である。何等の主義



理想も有つたものでない。縦し何等かの主義理想がありとするも是れ唯だ政權争奪に便する申譯けの手段たるに過ぎぬ。政黨は專制權の傘下に集り來るべき黨類である。專制政府の下に政黨内閣なるものゝあるべき筈が無い。何々政黨何々政派と勝手次第の名目あるも寧ろ之に冠するに親分の名を以てするの確的なるに若かぬ。桂黨大隈黨原黨加藤黨犬養黨と呼ぶが面白からう。諸君は須らく一雙眼を開き專制主義を以て今日の實況を觀察し來れば萬般各種の問題は容易に其真相を捕へ得るのである。世人は超然内閣を非立憲だと詈るが政黨内閣も亦非立憲である。官僚内閣も亦然りである。憲法實施以來未だ嘗て日本に立憲的内閣なるものは無いのである。今後も亦然りであらう。何れの時代の内閣も法律上の性質に於ては皆な專制政府であるのだが世人は形式憲法の看板にのみ拘泥して未だ其真相を看破し得ぬのである。然し

法律上の理論は別として事實と實際とは自ら世人の肉眼に之を認めしめざるを得ざるに至つたので近來政權の取引が次第に露骨に專制的になつて來た。議會の劈頭第一突然不信任案を提出し理非も言はせず此席はおらの物でソコ退けと喰つて掛ければ何に此奴めと解散の拳骨を參ると云ふは手つ取り早ひ仕打である。一方が内閣を叩き潰すと怒鳴れば他方は國賊を撲滅すると叫ぶ。相互に對手を犬視し猫視する所唯物主義の實相觀を現し來りて專制治下の政況を露出するものである。選舉も亦然りだ。專制政府が自ら其徒黨を作り專制法律の下に選舉に臨むのである。相場外れの貧弱内閣は例外として選舉の度毎に政黨が其多數を制するは素より當然で從來の經驗は之を證して餘りあるのだ。臣民に與へらるべき各種の權利中現に法律上權利と認められたるものは今日唯一の選舉權のみなるが。已に人民に一般の權利自由なる



ものなければ権利自由なる精神的崇高の理想觀念もない人民は物質慾肉體慾の餓鬼となつて腐敗墮落に陥るの外はない。而して此腐敗墮落せる人民に選舉權を唯一の利器を與へて專制政權の爭奪を目的職業とする政黨の子分を選出すると云ふのであるから選舉界の腐敗墮落も當然である。法網益々密にして到る處犯罪ならざるはない。而して政府は隨意に之を検舉し隨意に之を處罰することを得るは國民に人權自由なきに原因するのだが國民は其然る所以を知らぬのである。只た政府の反對黨たるに及んで現實觀面に不利益を感ずるの餘に毎度乍ら選舉干渉の聲が高まるのだが此意義に於ける干渉なら是は法律上當然政府に與へられたる権利の實行で何等の不法も無い。

諸君。苟も憲法政治の實を行はんとならは先づ法治國を建設するの必要なることが明白したであらう。憲政の本尊伊藤公の唯心主義が千古

の通義たることが明白したであらう。今日に於ては法治國の設立に反對する内閣こそ非立憲と云ふべきだ。併し伊藤公時代の唯心論は所謂舊唯心論で權利自由の基礎觀念か空想の上に立てられたが爲めに科學の進歩と共に唯物論に壓倒せられた。今日の學者政治家も亦唯心論を以て陳腐の舊思想と罵り去るものもあるが進歩の上にも進歩はある。近代科學の進歩は益々其蘊奥を極め宇宙に物質なるものなしと斷定するに至りて此科學の基礎に立てられたる新唯心論が勃興し權利自由を向上發展の精神力活動力と解するに至つた。於是唯心論は今日に於ては陳腐の舊思想とせられ所謂西洋中毒は此唯物論の内慾主義たりしことも明白した。而して新唯心論は物理學の根底をも轉覆したので從來古風の普通學の智識では頗る之を解するに困難である。日本に専門の哲學者もあるが所謂専門である。舊思想の學者政治家が洋行したとて



煉瓦の壁を見て歸るまでである。併し新舊唯心論の差は學理上其基礎觀念を異にするまでに止まり。實際の施設に於て大なる相違はない。故に歐洲文明國が舊唯心論時代の所謂政治的立法ポリティカルレジスレーションに依り已に建設したりたる政治上の權利自由に關する法律制度は唯物論の爲め何等の影響を受くることなくして今日に至り今や進んで人民に社會的權利自由を與へんとするので所謂社會的主法の盛時に入つたのである。併し何んとしても歐洲文明の中心は、古來佛國と相場が極つて居る。彼の佛國民は天才と其理想の實現力に富むと云ふのが其特色である。舊唯心論の下に一大革命を起し卒先して之を法律制度に實現したのであつたが已に帝國時代より唯物論の萌芽を發し又卒先之を國家社會に實現したるが爲めに佛國は腐敗墮落の極に陥り一時は其國力をも疑はれ居りしが此歐洲大戦争の數年以前から新唯心論の勃興するに際し又卒先其理想

を實現するに至り佛國再興の聲は歐洲を驚かしたのである。之に反し獨逸には古來天才が無い。少くともゲーテは天才ならんとの議論もあつたが遂に天才にあらずと斷定された。獨逸の醫學々々と云ふが是も佛國の文明を承繼して之を便宜御手輕の秩序を付けたものに過ぎぬとされてある。獨逸は常に佛國に一步を譲るので今次の大戦争にも其武器も遂に佛國民の天才に打勝つ事が出来ぬのである。故に獨逸は或る一派の學者を除き一般國民は近來成金の増加と共に佛國に後れて唯物論が漸く其實を現はされんとすとの勢となつたのである。國民の腐敗墮落も近き將來に在るべしとせられた。之を見たるカイゼルは之が爲めに戦争の時期を早めたと評せられて居る。要するに佛國は先づ舊唯心論次に唯物論次に新唯心論と常に卒先して理想を實現し早く此科程を卒業したのである。獨逸は聯邦組織にして實質上獨逸民なるも



のなき有様なれば國家本位の形式を以て之を統括するに反し佛國は佛國民なる一團が實在し社會本位の實體を以て自ら一國を成すと云ふ譯である。近代に至りては所謂社會的堅實主義ソシヤルイジヤリズムを以て人心を一統して居る。是は獨逸の所謂國家主義に相當するものなるが一に實體を主とし一は形式を主とするの差あるのみである。故に佛國は形式上政體の變遷如何を問はず實體上自ら堅實なる一國を成すと云ふことになる。戰後佛國は旭日昇天の勢で歐洲文明の中心たるへしと待期せられて居るのである。而かも日本は社會と國家と實體と形式と兩ら相具はり憲法政治を行ふに適切なる國柄なるに係はらず未だ政治的立法をも了へぬと云ふはなさけない。社會學者が往々日本に社會立法を云爲するものもあるが一足飛の甚しきものと謂はねばならぬ。而かも此間の消息を解して日本に法治國を立つるが如き高尚なる理想の實現は獨り之を伊

藤公に望むべきだが今は已に致方もない。桂公も同志會創立の際には此志があつたので其宣言書中に此意を加へられたと聞及んで居るが何時の間にか公と共に煙の如くに散し去つた。唯た大隈侯の所謂高遠の理想なるものは或は此邊に存して第二の伊藤公を以て自ら任し維新の大業を完結せらるゝこととも思はれたが彼の周圍の唯物論者や章句の法律家で此實體的精神的理想が了解せらるゝ筈がない。

諸君。我が政治の將來は如何に成行であらう。予は少くとも近き將來は益々專制政治の方向に進み行く事と考へる。憲法政治の空名の下にゴロツキ伊間の徒黨を組んで此間に專制政府を取引すると云ふことは賭博に勝る鬻樂仕事で面白い事には相違ない。甘く愚民を操つり專制政府を己れの手に入れ勝手次第の横暴を恣にすると云ふ此位の愉快は此世に又とあるまいと思はれる。臣民に權利自由を與へて法治國を興



すと云ふが如きは敵も味方も在朝黨も在野黨も共に各々自ら好む所でない。ソコデ眞に一政黨が親分子分の下に一致團結して内閣を組織し異分子を容れない政府の出現する日が来るであらう。此内閣こそ憲法政治の看版を掲げ乍ら古今に比類なき絶大無限の權力を有する専制政府で法律上與へられたる専制權力を遺憾なく發揮するであらう。或は輿論が之を許さぬと云ふものもあらんが愈々其地位の維持に窮し來れば議會に多數の與黨を有するに關はらず政府は斷然議會を解散して公々然之を形式の輿論に問ふまで、ある。而かも専制政府の下に行はるゝ選舉は幾度之を行ふも當然政府黨の多數を得べきは實驗の明證する所である。若しも山本内閣でも政友會の多數を議會に有し乍ら斷然議會を解散し總選舉を行つたなら必ず多數を得て形式上是れが即ち輿論だと云ふことになり貴族院も亦之を如何ともすべからざることゝなり

山本内閣萬歳であつたらう。此覺悟決心を有する政府は未來永劫交迭の憂はない。然るに従來幾多の内閣は或は立憲の空名に酔ひ日比谷ヶ原の一夜の騒動で忽ち動搖し或は内閣の組織に情實上異分子を挿入したので多くは其内部から崩壊したのは偶然にも國民の幸福であつたとも云へるが久しく曖昧模糊の間に國民をして政府は性質上専制政府たるの實相を看取せしむるの眼力を鈍らしめた。而して今や多年の經驗は堅實無比永世不倒の専制内閣の成立し得べきことを教へた。今日の政治家者流の所謂夢裏の政黨内閣なるものは此専制内閣を理想とするものである。併し物極まれば變するのであるから此進行の徑路としては日本も可成早く科程を卒業したいものである。此觀察からすると近來の政界が露骨に手つ取り早く専制政治の實相を顯はし來つたは寧ろ喜ふべきことである。我國も維新以來已に五十年である。近代の五十



年は駕籠や帆前船で旅行した時代の三百年にも相當する。第二維新の時機も遠きにあらざるへしと案しらるゝが古今思想の變遷發達は板谷峠の鐵道同様である。七つ行つて三つ戻り又七つ行つて三つ戻りと云ふが常則である。我國も亦憲法政治の能否が疑はれ憲法政治の實を行ふべきか將た名實共に專制政治を撰ふべきかの問題を決すべき時期點に達するであらう。ソコデ時勢は一變するが一時は逆に戻りて憲法の改正も行はれ議院は單に諮問の府となり議員も解散の恐なきに安心する時もあるだらう。が是から始めて國民の覺醒時機に入り眞の憲法政治が行はるゝこととなるであらう。第二の維新と云ふは即ち此時である。併し專制治下の國民に向上發展のあるべき理由がない已に我文明が歐米の夫れに後れたる事實は當に飛行機の一事のみでない。萬事萬端が皆な此程度である。而かも世界は新唯心主義の精神力活動力を鼓

して我に迫り來るのである。世界は手と袖にして我の第二維新の時機を待つであらうか。是を思ひ之を想へは心細き次第である。

諸君。王政復古の策源地たりし長防二州は我文明の中心として當然憲法政治の策源地たるべきである。憲法政治を完成し心を安んじて國政を汎く一般國民の至誠に委して始めて明治維新の局を結ぶのである。憲法の形式は已に伊藤公の手に成つた。其實體たる法治國の建設に向つて進むべき先途は煌々たる光明に照されて居る。踏迷ふべき岐路も無い。由來各政黨なるものも亦共に此方針に向つて先登の功名を競ふべきこそ其本分なるべきに憲政の何物たるかを忘れ維新以來内閣は依然たる專制政府たるを知らず單に口先のみで此專制政府を奪はんとし縦し又之を奪ひたりとて自己も元どの木阿彌たる專制政府たるを悟らぬのである。彼等が此迷夢より覺醒し來らんは百年河清を待つのであ



る。往を推し來を敲けは長防人士が其眞面目を發揮し卒先指導の局に當るべき責任の重且大なる所以を感せず居られない。

大正六年三月五日印刷  
大正六年三月十日發行

(非賣品)

編纂者兼  
發行者

山口縣法政會

東京市麴町區元園町二丁目四十七番地

右代表者

山田林之輔

東京市麴町區下六番町十七番地

印刷者

松澤 玨三

東京市麴町區下六番町十七番地

印刷所

同勞舍活版所



327  
942



終

